

議案第114号

指定公立国際教育学校等管理法人の指定について（大阪市立第131中学校及び大阪市立第21高等学校）

大阪市立第131中学校及び大阪市立第21高等学校について、次のとおり指定公立国際教育学校等管理法人を指定する。

1 指定公立国際教育学校等管理法人

大阪市西区土佐堀1丁目5番6号

学校法人 大阪 YMCA

2 指定の期間 平成31年4月1日から平成41年3月31日まで

平成29年5月16日提出

大阪市長 吉 村 洋 文

説 明

第131中学校及び第21高等学校について指定公立国際教育学校等管理法人を指定するため、国家戦略特別区域法第12条の3第5項の規定により、この案を提出する次第である。

(参 考)

国家戦略特別区域法（抄）

（学校教育法等の特例）

第12条の3 国家戦略特別区域会議が、第8条第2項第2号に規定する特定事業として、公立国際教育学校等管理事業（国家戦略特別区域内において、都道府県又は地方自治法第252条の19第1項の指定都市（以下この条において「都道府県等」という。）が設置する学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する中学校（同法第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施すものに限る。）、高等学校又は中等教育学校のうち、国際理解教育及び外国語教育を重点的に行うものその他の産業の国際競争力の強化及び国際的な経済活動の拠点の形成に寄与する人材の育成の必要性に対応するための教育を行うものとして政令で定める基準に適合するもの（以下この項及び第3項第3号において「公立国際教育学校等」という。）の管理を、私立学校法（昭和24年法律第270号）第3条に規定する学校法人、同法第64条第4項の規定により設立された法人、一般社団法人、一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人であって、当該公立国際教育学校等の管理を担当する役員が当該管理を行うために必要な知識又は経験を有するものとして都道府県等が指定するもの（以下この条において「指定公立国際教育学校等管理法人」という。）に行わせる事業をいう。別表の1の2の項において同じ。）を定めた区域計画について、内閣総理大臣の認定を申請し、その認定を受けたときは、当該認定の日以後は、都道府県等は、学校教育法第5条の規定にかかわらず、条例の定めるところにより、指定公立国際教育学校等管理法人に公立国際教育学校等の管理を行わせることができる。

2-3 省 略

4 指定は、期間を定めて行うものとする。

5 都道府県等は、指定をしようとするときは、あらかじめ、当該都道府県等の議会の議決を経なければならない。

6-12 省 略